民事訴訟手続のIT化(中間試案)

民事裁判手続のIT化 (中間試案)

我が国の現状

2006 支払督促についてオンライン申立てを導入 (最高裁規則で認められた範囲のみ) 2004 オンライン申立て等を認める法改正

- ① オンラインでの訴えの提起はできない
- ② 裁判所へのウェブ参加は限られた場面のみ③ 訴訟記録の管理は紙ベース
- 諸外国では 裁判手続の丌化が進展 X

諮問までの経緯

2017.6

閣議決定「未来投資戦略2017(成長戦略)」

内閣官房 「裁判手続等のIT化検討会」報告書 2019.12

「民事裁判手続等IT化研究会 J報告書

法制審議会(現在)

法務大臣が法制審議会に諮問

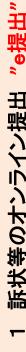
- ① 訴状等のインライン提出
- "e法廷" ②ITを活用した口頭弁論期日
 - ③ 訴訟記録の電子化

民事訴訟法(IT化関係)部会の調査審議 (計9回)

中間試案の取りまとめ その後パブリックコメント 2021.2 (予定)

中間試案の概要





-) 訴状等のデータをインターネットでサーバに記録
- (2) データがサーバに記録されたことをメールで相手方に通知 ⇒裁判所のサーバにアクセスして閲覧(システム送達)

"e法廷" 2 ITを活用した口頭弁論期日

- (1) 当事者双方が口頭弁論等の期日へのウェブ参加可
- (2) ウェブ尋問の要件を緩和し, 利用場面を拡大
- ⇒当事者の意向が合致すれば原則6か月以内に審理を終結 (3) ITツールを利用した新たな審理モデル

3 訴訟記録の電子化 "e事件管理"

- (1) 記録を電子化し, 当事者はインターネットでいつでも裁判所の サーバにアクセスして閲覧・ダウンロード可
- 判決データに改変を防ぐ措置を施すなどして記録化

スケジュール(目標)

(2020.7 閣議決定「成長戦略フォローアップ」より)

- 部会における要綱案決定, 法制審議会答申 2022年度
- ウェブ会議等を用いた双方不出頭の争点整理の実現 改正法案の国会提出
- ウェブ会議等を用いた口頭弁論の実現 2023年度
- 記録の電子化の実現 訴状を含めたオンライン申立て、 2025年度

訴状等のオンライン提出

訴えの提起,準備書面の提出

現状

訴状等の提出は,裁判所に持参 郵送する方法のみ



〇 2021年度中に準備書面等の インターネット提出を導入予定 (回4)







試験の内容

訴状等のデータをインターネットでサーバに記録

更に検討

原則インターネット提出に限定 [世 Z] [本 Z] [x

弁護士等はインターネット提出に限定

インターネット提出に限定しない

試案の内容

データがサーバに記録されたことをメールで相手方に通知

⇒裁判所のサーバにアクセスして閲覧・ダウンロードすることにより送達

〇 いつまでも閲覧されない場合への対策

⇒1週間経過したときは閲覧したものとみなす

試案の内容

Pay-easyによる電子納付に一本化 0

印紙を貼り, 郵便切手を納める

手数料等の電子納付

 $\widehat{\mathfrak{O}}$

現状

住所等への書面の郵送

¥

現

沃薩

<u>0</u>







試案の内容

口頭弁論・弁論準備手続のいずれも,当事者の双方ともウェブ参加可 0

ITを活用したロ頭弁論期日

争点整理手続 口頭弁論,

¥ 强

- ロ頭弁論は裁判所への出頭必要
- 弁論準備手続は少なくとも一方の裁 判所への出頭必要







2) 証人尋問等

現状

-)証人が尋問期日に裁判所へ出頭するのが原則(例外 遠隔地居住, 証人威迫のおそれ)
-) 合議体の裁判官全員又は受命裁判 官が現地で検証

(3) 新たな訴訟手続

現状

つ 裁判開始時に紛争解決までの期間の予想が困難

3 記録の電子化

)記録の電子化

現状

う 訴状,準備書面,書証などの訴訟記録を紙で管理

(2) 当 (3)

現状

- 紙に裁判官が署名押印
-) 判決書を郵送(裁判所でも受領可)

(3) 訴訟記録の閲覧等

現状

- 当事者・利害関係人は裁判所に赴い て紙の記録を閲覧・コピー
 - う 利害関係のない第三者は裁判所に 赴いて紙の記録を閲覧

試案の内容

- 汌 年齢・心身の状態等から出頭困難な場合や、裁判所が相当と認め、 事者に異議がない場合にも,ウェブを利用した証人尋問可
- 裁判所外の証人や検証物の取調べを, 現地に行く裁判官と裁判所にい る裁判官とで恊働して行う手続を新設(ハイブリッド方式)

試案の内容

更に検討

- 【甲案】審理期間を6か月とする手続の創設(一方当事者の申出及び 相手方に異議がない場合)
 - 【乙案】 当事者の共同申出により審理計画の策定を必要的とする
 - 【丙案】 新たな訴訟手続を設けない

試案の内容

- 訴訟記録を電子データで一元管理
- 音声読み上げ機能を必要とする方がいる場合に,これに対応するファイ ル形式の提出を求めることも可能

試案の内容

- 判決データに改変を防ぐ措置を施すなどして記録化
- 〇 判決データがサーバに記録されたことをメールで当事者に通知

試案の内容

当事者・利害関係人は、インターネットで裁判所のサーバにアクセスして 覧・ダウンロード回

更に検討

- 【甲案】 判決・調書・主張書面については,誰でもサーバにアクセスして閲覧可
- 【乙案】 利害関係のない第三者は,サーバにアクセスして閲覧不可(裁判所に赴いての閲覧に限定)

実現までの工程表(目標)

「成長戦略フォローアップ」(2020)では,

民事裁判のIT化は段階的に実現していくこととされている。